

平成25年度 「建設業社会貢献活動推進月間」功労者表彰推薦要領

〔推薦要領〕

1. 本会会員(各都道府県建設業協会)の社会貢献活動に対する表彰

- (1)全建表彰規程第3条1号 積極的に社会貢献活動等に努め、他の団体の模範となる会員に対する表彰については、社会貢献活動の実践における具体的内容、該当事由等を詳細に記載すること。
- (2)当該事例の活動内容等を紹介した写真、会報記事、新聞における報道記事、パンフレット等を添付し、自治体等からの表彰を受けた場合は、その写しを添付のこと(写真等はカラーコピーや複写でなく、できるだけプリントを添付のこと。後日、事例集として取りまとめるため必要)。
- (3)本会への申請に当たっては、ブロック代表者(理事県)の推薦を経て提出すること。
- (4)本表彰該当事例については、平成24年4月1日～25年3月末日までに実施した社会貢献活動とする。
- (5)都道府県建設業協会の傘下支部・地区協会における特別の社会貢献活動事例については、各建設業協会長が厳選審査の上、特に優れた事例を、その推薦理由等について副申を添えて、申請することができる。

なお、支部・地区協会における推薦は、各協会1～2事例に限定されたい。

2. 地方協会の会員(会社又は個人の営業所)の社会貢献活動に対する表彰

- (1)全建表彰規程第4条5号 積極的に社会貢献活動等に努め、その功績が顕著な会員に対する表彰については、当該企業等の社会貢献活動の実践における具体的内容、該当事由等を詳細に記載すること。
- (2)複数の会員企業による同一事例の活動については、代表企業または複数企業の連名にて一活動として申請すること。
- (3)当該事例の活動内容等を紹介した写真、会報記事、新聞における報道記事、パンフレット等を添付し、自治体等からの表彰を受けた場合は、その写しを添付のこと(写真等はカラーコピーや複写でなく、プリント又はDVDにて添付すること。後日、事例集として取りまとめるために必要です)。

(4) 都道府県建設業協会の会員企業における特別の社会貢献活動事例については、各建設業協会長が厳選審査の上、特に優れた事例を、その推薦理由等について副申を添えて申請すること。

なお、貴会会員企業の事例推薦は、各協会1～2事例程度に限定されたい。

(5)本年度の表彰推薦事例については、平成24年4月1日～25年3月末日までに実施した社会貢献活動とする。

※1) 規程第3条・第4条とも、既に受賞した事例、過去の受賞事例と大きな相違が見られない内容のものは、推薦から除外されたい。

ただし、大規模地震・災害等に対する災害復旧支援活動については、前年に、他の事例で受賞している場合でも、審査事例に加えることがありますので、事前に本会へ相談のこと。

2) 社会貢献活動功労者表彰については、副賞として、銀製のレリーフ額を贈呈する。

3. 本表彰における社会貢献活動の内容

(1)災害復旧支援活動：自然災害(地震、台風、豪雨、豪雪等)における応急復旧活動、災害協定に基づく災害出動、土砂、流木処理、救助活動、除雪対応等

(2)防災支援活動：自治体等との防災訓練の実施・協力、各種パトロール活動、消防団活動、自治体との災害協定締結等

(3)環境美化活動・保全活動：河川・道路等の清掃活動、森林・公園等の環境美化・保全活動、植林・植樹・植栽、ピオトープ等

(4)社会福祉活動：献血活動、社会福祉施設等への協力活動、子供110番、地域パトロール等の防犯活動、寄付等

※東日本大震災における被災地への義援金・寄付金、救援物資(水、食料、毛布等々)の送付等につきましては、該当事例が多数にわたるため、今年度も除外させていただきます。

(5)建設業ふれあい活動：親子現場見学会の開催、建設機械試乗体験、児童を対象とした工作・木工・絵画教室等の実施、建設フェアの開催、地域イベントへの協力活動等

(6)建設業の啓蒙・イメージアップ活動：新聞、TV等報道機関に対する建設業の

PR・啓蒙活動、パンフレット等によるイメージアップ広報活動等

(7)その他：防疫活動等、他に属しない事例

※上記(2)、(3)、(4)、(5)の活動内容については、主体的、継続的に3年以上実施している事例であることが必要です。

4. 推薦期日

(1)平成25年5月22日(水)までにご推薦ください。締切りは厳守のこと。

5. 申請方法

該当者の要件は、全建表彰規程・規準に基づくものとし、別添の申請用紙により本会総務部あて、締切り期日までに郵送により推薦ください。添付の写真等は、別紙に貼付し、キャプション(説明)を書き添えてください。

なお、本件に関するお問い合わせ、ご質問等は、本会総務部(豊田・関澤)までお願いいたします。

6. 表彰決定と表彰式等について

推薦のあった活動事例について、本会にて厳正に審査し受賞者を決定する。受賞の可否については、本推薦要領1. 2. に基づき、その内容の優位により選考のうえ決定するため、今回の選に漏れる場合もあることをご承知おき下さい。

表彰式は、7月25日(木)に行う「建設業社会貢献活動推進月間・中央行事」において実施しますが、受賞者等の表彰式への出席のための旅費等については、恐縮ですが各所属協会のご負担にて対応くださるようお願いいたします。

以上